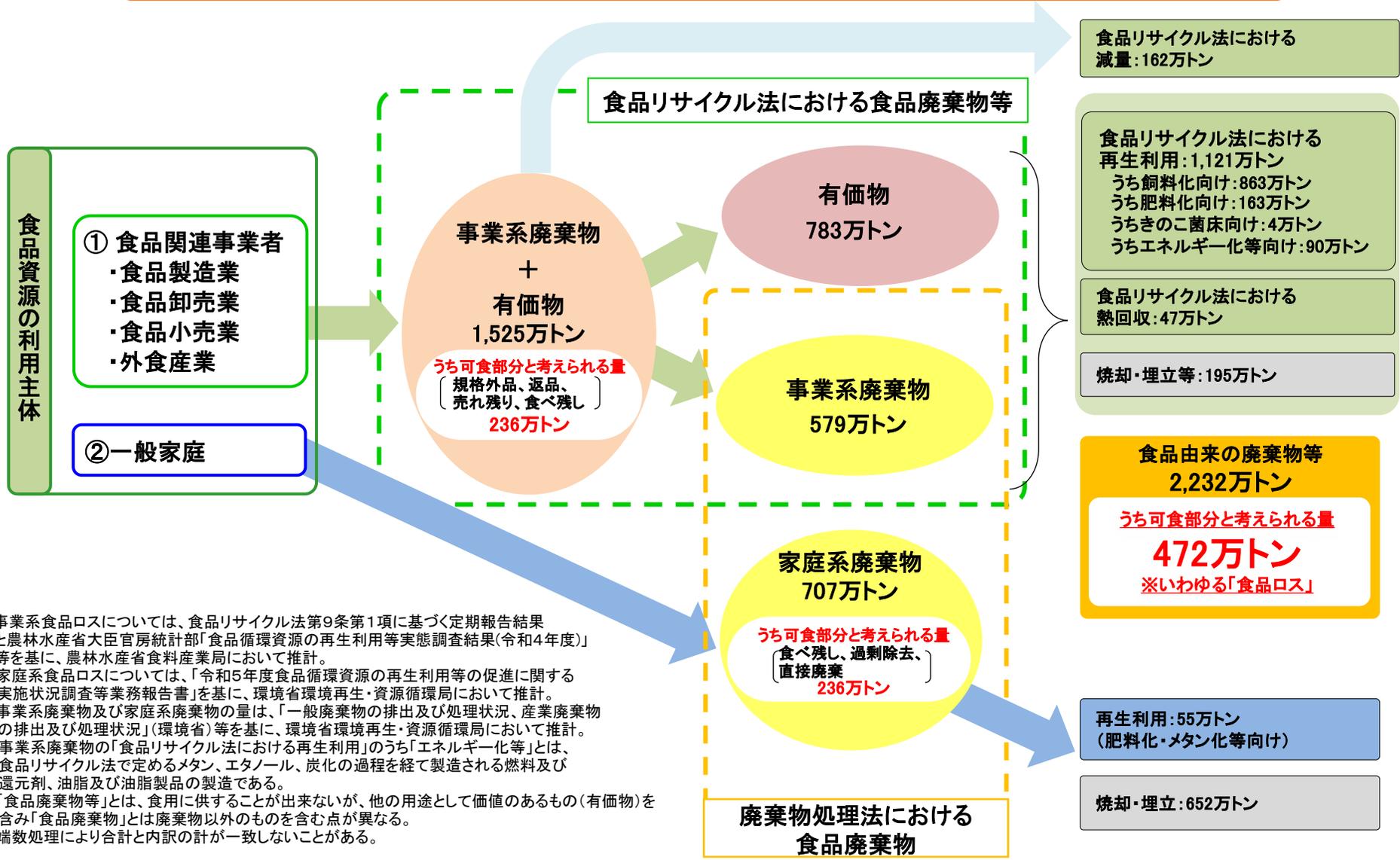


食品廃棄物等の利用状況等（令和4年度推計）＜概念図＞

令和4年度では、我が国全体で「**食品ロス**」が約**472万トン**発生



資料: ・事業系食品ロスについては、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(令和4年度)」等を基に、農林水産省食料産業局において推計。
 ・家庭系食品ロスについては、「令和5年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。
 ・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省)等を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。
 注: ・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
 ・「食品廃棄物等」とは、食用に供することが出来ないが、他の用途として価値のあるもの(有価物)を含み「食品廃棄物」とは廃棄物以外のものを含む点異なる。
 ・端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがある。